

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間については保険料の納付記録が確認できないとの回答を受けた。

しかし、私が学生のころ郷里の役場から私の国民年金保険料の未納があるとの知らせが実家にあり、父親が私の未納となっている保険料を納めたと聞いていたので、当該期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間の保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成4年4月時点では納付することが可能であり、申立期間当時、申立人の両親は共働きで申立期間の保険料を納付する経済力があつたと申立人は述べているほか、申立人の父親が一括納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成2年3月まで
② 平成3年4月から5年3月まで
③ 平成9年4月から10年3月まで
④ 平成10年4月から12年3月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について免除の記録が確認できないとの回答を受けた。

しかし、私は、母親が公務員で年金関係に詳しく免除申請については必ず行うように言われていたので、市役所から免除申請の案内通知が届くと、必ず免除申請を行っていた。また、当時私は、自営業だったこともあり、毎年赤字申告していたので、当時の所得で免除が承認されないはずはないと思っているので、免除の記録が確認できないとの回答に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人が申立期間当時居住していた市役所が管理する電算記録によると、申立期間③に係る申請免除の届出が平成9年10月に行われていることが確認でき、同市が保管する「年度別月別納付記録」によると当該期間は申請免除期間となっていることが確認できる。

一方、申立期間①、②及び④については、申立人が、申立期間について免除申請を行ったか否かについての記憶は曖昧である上、市役所が管理する電算記録によると、申立期間①、②、及び④に係る免除申請の届出が行われた旨の記録を確認することはできず、同市が保管する「年度別月別納付記録」においても同期間について申請免除期間となっている旨の記録は確認できず、これはオンライン記録とも一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平

成9年4月から10年3月までの国民年金保険料が免除されていたものと認められる。

沖縄厚生年金 事案 314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を100ドルとすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月21日から46年8月1日まで

私は、昭和45年1月から46年7月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が45年1月1日から同年7月21日までしかないと年金事務所で言われた。

しかし、私は、妊娠を機にA社を退社したが、申立期間については、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月から46年7月までA社において秘書業務及び給与計算等の業務に従事し、妊娠5か月頃に退職したとするまでの間、厚生年金保険に継続して加入していたと述べているが、オンライン記録では、45年7月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したこととなっている。

しかしながら、A社で勤務していた申立人の後任である同僚は「申立人は正社員として勤務しており、主に秘書業務を行っていたが、給与計算も行っていた。」と証言しているほか、転勤で同社に昭和46年1月8日から融資担当として勤務していた別の同僚は「申立人が勤務していたのは覚えている。期間については、はっきり覚えていないが6か月以上は勤務していたと思う。」と証言している。

また、申立人が退社した時期について、上述の後任の同僚は「申立人は、妊娠を機に仕事を辞めた。つわりがひどかったことを覚えており、退社したのは、つわりも終わった頃だったので、妊娠4か月か5か月くらいだったと思う。」と証言している上、申立人が第一子を出産した昭和47年*月*日から逆算して妊娠5か月頃の時期を算出すると、申立人が主張する退職時期と

ほぼ一致することから、申立人の主張には信憑性が認められ、申立人は45年1月から46年7月まで継続して勤務していたことが推認できる。

さらに、上述の後任の同僚は、申立期間における申立人の勤務形態等について「申立人が退社前に短時間労働になったことはなく、通常の勤務時間で勤務形態にも変更はなかった。従業員は全員が厚生年金保険に加入していた。」と証言しているほか、上述の別の同僚も「全員が厚生年金保険に加入していた」と証言していることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票から、100ドルとすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、当該事業所は既に閉鎖されており、これを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和62年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月16日から62年3月1日まで

私はA社に昭和60年1月1日から平成2年3月31日まで継続して勤務していたにもかかわらず、オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社本社において昭和61年11月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同社B支店が62年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となった同日に同社同支店において被保険者資格を取得するまでの間、申立人は申立期間に係る厚生年金保険被保険者の記録が無い。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、A社本社において昭和61年11月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社B支店において62年3月1日に被保険者資格を取得するまでの間、厚生年金保険の被保険者記録が無い同僚の給与明細書を見ると、同社本社において給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年10月の健康保険・

厚生年金保険被保険者原票から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立てに係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人の厚生年金保険被保険者資格は昭和61年11月16日に喪失となっているにもかかわらず、健康保険証の返納が62年2月24日になされており、申立人に係る資格喪失届がさかのぼった日付で提出されたことが確認でき、かつ、A社B支店が適用事業所となった同年3月1日に同社本社から申立人を含む52人が被保険者資格を取得しているにもかかわらず、同社本社において、61年10月16日から62年3月1日までの間に、計5回資格喪失手続を行っていることが確認できる。

以上のことから、事業主が昭和61年11月16日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、同年11月から62年2月までの厚生年金保険料について、納入の告知は行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を、平成5年12月から6年6月までは24万円、同年7月から同年9月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から6年10月1日まで
ねんきん定期便により、私がA社で勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、厚生年金被保険者資格の喪失日後、さかのぼって大幅に引き下げられていることが判明したので、元の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年12月から6年6月までの期間は24万円、同年7月から同年9月までの期間は28万円と記録されていたが、A社が適用事業所に該当しなくなった日(平成7年3月31日)の後の同年12月5日付けで、5年12月1日にさかのぼって標準報酬月額を11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の複数の同僚は、「申立人は一般の従業員であり、社会保険事務とは関係がない部署で勤務していた。」と証言しており、同社に係る法人登記簿においても申立人は取締役ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成7年12月5日に申立てに係る標準報酬月額の引き下げを5年12月1日にさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た5年12月から6年6月までは24万円、同年7月から同年9月までは28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から同年9月までの期間、7年2月から同年6月までの期間、14年6月から15年1月までの期間及び18年9月から19年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月から同年9月まで
② 平成7年2月から同年6月まで
③ 平成14年6月から15年1月まで
④ 平成18年9月から19年2月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間については納付記録が確認できないとの回答をもらった。

しかし、私は転職も多く海外で暮らしていた期間もあったため、国民年金への切替手続や納付については最も注意を払っていたので、国民年金保険料を送付されてきた納付書ですべて納付しており、申立期間の保険料の納付記録が確認できないとの回答に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、当該保険料の納付時期や納付金額についての記憶が曖昧である上、「娘(申立人)の国民年金保険料の未納通知が届いたが、市役所の担当者から『外国に行っていた期間は納付しないでいいので、帰国後の未納期間の保険料のみ納付してください。』と言われ、当該期間の保険料を納付した。娘(申立人)がその後就職したので、会社に採用されたら厚生年金保険に加入することは当然であり、国民年金保険料を納付する必要はないと思っていた。」と述べている。これについては、申立人の当時住所のあった市役所が保管する「国民年金保険料検認全リスト」によると、申立人が外国から帰国後の平成5年7月から6年7月までの保険料は6年9月までに納付されているが、申立人が当時勤めていた会社において試用期間中であつたとする申立期間①

の保険料については、未納となっていることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、当時勤めていた会社において試用期間中であったと述べている上、上述の「国民年金保険料検認全リスト」によれば、申立人が市役所において国民年金の被保険者資格を取得した平成4年5月から、同年金の資格を喪失した月の前月である6年9月までの国民年金の加入記録は確認できるが、それ以降の期間については申立人の加入記録は無く、申立人及びその母親も申立期間②の当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶はないと述べている。

申立期間③について、申立人は、同期間のうち6か月間は当時勤めていた会社において試用期間中であったと述べている上、申立人は同期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする母親も、「その当時は、娘(申立人)は実家に住んでいなかったのもので、同期間の保険料については、私は関与していない。」と述べている。

申立期間④について、申立人は、納付したものが国民年金保険料であったのか、その他の保険料等のいずれであったかについては覚えていないなど、納付したとする同期間の国民年金保険料の納付額、納付場所及び納付時期についての記憶が曖昧である。

また、申立人に係るオンライン記録の納付勧奨履歴によると、申立期間④の国民年金保険料は、納付時効間近まで、社会保険事務所による申立人に対する納付勧奨や申請免除の指導が行われ、「納付督促拒否」等の記録も確認できることから、申立期間④の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張は不自然である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から同年3月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間については納付記録が確認できないとの回答を受けた。

しかし、当時私は失業状態にあったが、平成10年3月上旬に勤め先が決まり、県外の区役所窓口で国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続、国民年金保険料の納付時期及び納付額についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の記録及び市役所が保管する磁気媒体による国民年金の資格記録によると、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成8年4月から、同保険の資格を喪失した平成17年7月までの間は、国民年金に未加入であることが確認でき、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から8年3月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間については納付記録が確認できないとの回答を受けた。

しかし、当時私は大学在学中であったことから、申立期間の国民年金保険料の申請免除を受けていたが、大学院に進学と同時に保険料の納付を始めたところ、区役所から申立期間の追納保険料の納付書が届いたので私の母親にその納付書を渡して一括で納付してもらった記憶があるので、申立期間の保険料の納付記録が確認できないとの回答に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、区役所から郵送されてきた学生免除期間の国民年金追納保険料の納付書を申立人の母親に渡し、母親に一括で納付してもらったと主張しているが、追納保険料の納付書の作成や送付については制度上、区役所で行うことは無く、同区役所においても「申立期間当時から現在まで追納保険料に係る事務手続を区役所で行ったことはない。」と回答している。

また、免除された国民年金保険料を追納する場合、被保険者から提出された追納申込書を基に社会保険事務所において納付書を作成することになるが、申立人及びその母親は申立期間の追納申込の手続を行った記憶は無いと述べており、申立人に係るオンライン記録にも申込の記録は無い。なお、学生免除の期間を追納したとする申立人の弟は平成9年7月に追納申込の手続を行い、同年11月に追納保険料の納付を行ったことがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 6 月 24 日まで
(A 事業所)
② 昭和 45 年 6 月 24 日から 46 年 2 月 1 日まで
(B 事業所)

私は、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①及び②共に加入記録は無いとの回答を受けた。

しかし、私は、C 事業所に勤務した後、申立期間①は A 事業所に、申立期間②は B 事業所に引き続き勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、オンライン記録により、A 事業所及び B 事業所において申立人の健康保険の加入記録が確認できる上、A 事業所及び B 事業所の複数の同僚の証言により、申立人がそれぞれの事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間①については、医療保険手帳記号払出簿により、A 事業所が医療保険(当時)の適用事業所となっていることは確認できるが、オンライン記録及び健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿によれば、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、同事業所において一緒に勤務していた複数の同僚も申立人と同様、健康保険の加入記録のみ確認でき、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は見当たらない。

申立期間②については、A 事業所に勤務していた申立人及び複数の同僚は、同事業所が昭和 44 年 8 月に B 事業所に合併されたことに伴い、同事業所の従業員となったが、医療保険・厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人及び当該同僚が同事業所において、健康保険の被保険者資格を取得したのは 45 年 6 月 24 日であり、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは翌年の 46 年 2 月 1 日であることが確認できる。

一方、申立期間②において、B 事業所に新規採用された者の健康保険及び

厚生年金保険それぞれの資格取得日についてみると、同僚9名のうち、8名については同一日となっているが、残りの1名については異なった日付になっている。このことについて当該同僚は「私は、B事業所に採用された当初から元A事業所があった営業店舗で米穀販売業務担当として勤務していた。ほかの8名はB事業所本社で冷凍鮮魚販売業務担当として勤務していたと記憶している。」と述べている。

これらのことから、B事業所の事業主は、申立期間当時、厚生年金保険の加入について、元A事業所の営業店舗に勤務する者とB事業所本社に勤務する者とでは異なった取扱いを行っていたことがうかがえる。

また、A事業所及びB事業所を継承するD事業所では、度重なる合併と商号変更や事業所の移転により、両事業所に係る申立期間当時の従業員名簿及び賃金台帳等の資料は現存しないと回答していることから、申立人の各申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、夫の紹介でA社に採用され、申立期間において同社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。しかし、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は夫の紹介により夫が勤めるA社で働いていたと主張しているが、申立人が名前を挙げた複数の同僚が勤務した場所と、申立人が勤務した場所とは異なる上、夫の同僚であり、当該複数の同僚は「夫のことは覚えているが、申立人については覚えていない。」と述べていることから、申立人と勤務場所等が同じであった同僚について聴取したところ、申立人は「同じ場所で複数の同僚が働いていたが、名前までは思い出せない。」と述べている。

また、A社は昭和 46 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の代表取締役は既に死亡している。

さらに、申立期間当時、A社に係る医療保険・厚生年金保険被保険者原票に加入記録が確認できる複数の同僚及び申立人に、同社の事務担当者を記憶しているかを照会したところ「当時、女性事務員がいたことは覚えているが、名前までは覚えていない。」と述べている。

以上のことから、申立期間におけるA社での申立人の勤務状況及び社会保険の取扱状況を確認することはできない。

加えて、A社を管轄する年金事務所が保管している厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び同社に係る医療保険・厚生年金保険被保険者原票によっても、申立期間について申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたと認めることはできない。